



鳥取県公報

平成12年6月27日(火)
第7192号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	保安林の指定予定（2件）（森林保全課）	1
	保安林の指定の解除予定（3件）（ 〃 ）	2
	土地改良区の定款の変更の認可（2件）（耕地課）	3
	県営土地改良事業計画の変更（ 〃 ）	3
	土地改良事業の同意（ 〃 ）	4
	開発行為に関する工事の完了（都市計画課）	4
◇ 公 告	平成12年度毒物劇物取扱者試験の実施（医務薬事課）	4
	採石業務管理者試験の合格者（河川課）	5
◇ 正 誤	平成12年5月2日付鳥取県告示第295号中訂正	6

告 示

鳥取県告示第401号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成12年6月27日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 保安林予定森林の所在場所

東伯郡三朝町大字福本字ツムギ2の14から2の16まで、2の29、2の31から2の36まで、2の38から2の46まで

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、三朝町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び三朝町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第402号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成12年6月27日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 保安林予定森林の所在場所

西伯郡名和町大字東坪字東屋敷194の12、194の13、195の2、207

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、名和町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び名和町役場に備え置いて縦覧に供する。〕

鳥取県告示第403号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成12年6月27日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡三朝町大字吉田字天谷南平767の1（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 解除の理由

農道用地とするため

〔次の図〕は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び三朝町役場に備え置いて縦覧に供する。〕

鳥取県告示第404号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成12年6月27日

鳥取県知事 片 山 善 博

1(1) 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡東伯町大字八橋字上大平ル3472の1（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(3) 解除の理由

農道用地とするため

2(1) 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡東伯町大字八橋字大谷上ミ坂3474の15(次の図に示す部分に限る。)

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 解除の理由

農道用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び東伯町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第405号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成12年6月27日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡赤碕町大字山川字ライコ谷841の1(次の図に示す部分に限る。)、841の44

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び赤碕町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第406号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定に基づき、関金土地改良区の定款の変更を平成12年6月20日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

平成12年6月27日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県告示第407号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定に基づき、赤碕町土地改良区の定款の変更を平成12年6月20日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

平成12年6月27日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県告示第408号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の規定に基づき、県営土地改良事業(県営農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業汗入地区農道整備)に係る土地改良事業計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成12年6月27日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書の写し

2 縦覧に供する期間

平成12年6月28日から20日間

3 縦覧に供する場所

中山町役場及び名和町役場

4 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業変更計画について、異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第409号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第10条第1項の規定に基づき、日南町が行う土地改良事業（基盤整備促進事業神福地区農業用排水及び暗きょ排水）について平成12年6月22日に同意したので、同法第96条の2第7項の規定により告示する。

平成12年6月27日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県告示第410号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）附則第5項において準用する同法第36条第3項の規定により告示する。

平成12年6月27日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 開発許可の年月日及び番号

平成11年11月30日 鳥取県指令都計3-3第1号

2 開発区域に含まれる地域の名称

八頭郡郡家町大字下門尾字硝ノ上、沖向及び沖向南分

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市南吉方一丁目52

森本興産株式会社

代表取締役 森本美明

公 告

毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第8条第1項第3号に規定する平成12年度毒物劇物取扱者試験を次のとおり実施する。

平成12年6月27日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 試験の日時

平成12年9月6日（水）午前10時から午後3時まで

2 試験の場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁講堂

3 試験の種類

一般毒物劇物取扱者試験、農業用品目毒物劇物取扱者試験及び特定品目毒物劇物取扱者試験

4 試験の方法

(1) 試験は、筆記試験及び実地試験とする。

(2) 筆記試験は、次に掲げる事項について行う。

ア 毒物及び劇物に関する法規

イ 基礎化学

ウ 毒物及び劇物（農業用品目毒物劇物取扱者試験にあつては毒物及び劇物取締法施行規則（昭和26年厚生省令第4号）別表第1に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験にあつては同令別表第2に掲げる劇物に限る。以下同じ。）の性質及び貯蔵その他取扱方法

(3) 実地試験は、毒物及び劇物の識別及び取扱方法について行う。

5 受験願書の受付期間及び時間

平成12年6月27日（火）から同年7月26日（水）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。（郵送の場合は、平成12年7月26日（水）までの消印のあるものに限り受け付ける。）

6 受験願書の提出先

住所地を管轄する保健所又は保健所支所（持参又は郵送によること。）

7 受験願書の添付書類

所定の受験願書に、次に掲げる書類を添付すること。

(1) 履歴書（日本工業規格によるもの）

(2) 写真（申請前6月以内に脱帽して正面から撮影した上半身像のもので縦4センチメートル、横4センチメートルの大きさのものとし、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載すること。）1枚

(3) 受験票となるはがき

8 合格者の発表等

(1) 平成12年9月26日（火）発行の鳥取県公報に、合格者の受験番号を公告するとともに、合格者には合格証を交付する。

(2) 試験の得点については、鳥取県個人情報保護条例（平成11年鳥取県条例第3号）の規定に基づき開示する。

9 受験手数料及び納付方法

受験手数料は10,500円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

なお、既納の手数料は、還付しない。

10 その他

試験の詳細については、各保健所又は保健所支所に照会すること。

平成12年6月6日に実施した第29回採石業務管理者試験に合格した者は、次のとおりである。

平成12年6月27日

鳥取県知事 片 山 善 博

丸 中 高 行	南 川 雅 文	中 村 宏 志	山 本 忠 孝
松 岡 道 悦	下 田 久 美 子	棚 田 功	丸 中 佳 邦
原 山 之 克	後 原 昭 夫	細 田 俊 明	嶋 優 一

熊 谷 裕 昭
中 原 節 夫
藤 原 由 樹

内 藤 恵 明
中 井 し の ぶ
太 田 博 己

中 野 明
中 村 臣 成
生 田 茂

西 川 猛 志
坪 倉 進
吉 田 英 樹

正 誤

平成12年5月2日付鳥取県告示第295号（保安林の指定予定について）中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

平成12年6月27日

鳥取県知事 片 山 善 博

頁 行 誤 正
2 下から12 字寺谷敷 字寺屋敷